

森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策について



シカの食害により成立したアセビ（忌避植物）の優占林（宮崎県）

来年は「国際生物多様性年」です。また、我が国（愛知県）で生物多様性条約の第二〇回締約国会議（COP10）が開催される節目の年です。世界の陸地面積の約三割を占める森林に、陸上の生物種の約八割が生息・生育しており、森林は、生物多様性の確保にとって非常に重要な位置を占めています。このような中、林野庁では、昨年二月に外部有識者九名で構成する「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置するとともに、これまで五回にわたる議論を行い、その成果を報告書としてとりまとめました。

本

報告書は三つの章から構成されています。第一章では森林の生物多様性の損失の問題が私たちの日々の暮らしにどのような影響を及ぼすかについて記述しています。生物多様性は、①食料、木材、遺伝子資源などの供給、②気候、水質などの調節、③レクリエーションなどの文化的享受、④花粉媒介、栄養塩循環などの基盤等、様々

な便益（生態系サービス）を提供してくれるものであり、生物多様性の損失は社会経済システムの維持や人類の存続にとって脅威となります。さらに今後、地球温暖化によって種の絶滅リスクが高まることが指摘されており、生物多様性の保全は、地球温暖化対策と同等に重要な問題として取り組むことが必要です。

我が国においても、拡大造林に伴う天然林の減少、里山林の放置、人工林における間伐等の放棄、新植面積の急激な減少と齢級構成の不均一化、シカの増加による下層植生の消滅や植生の単純化等、様々な要因により生物多様性の損失が進行しています。

第二章では、森林における生物多様性の保全に向けた望ましい方向について記述しています。すべての野生生物種は地域固有の様々な自然環境に適応することによって生存を維持しており、原始的な自然環

森林における生物多様性保全の推進方策検討会委員名 [五十音順・敬称略]

- ・秋庭悦子 …… 特定非営利活動法人グリーンコンシューマー東京ネット理事
- ・有馬孝禮 …… 宮崎県木材利用技術センター所長（座長）
- ・合瀬宏毅 …… 日本放送協会解説委員
- ・清野嘉之 …… 独立行政法人森林総合研究所温暖化対応推進拠点長
- ・楠部和弘 …… 日本林業同友会理事
- ・高松健比古 …… 財団法人日本野鳥の会監事
- ・田中惣次 …… 全国林業研究グループ連絡協議会会長
- ・横山隆一 …… 財団法人日本自然保護協会常勤理事
- ・鷲谷いづみ …… 国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授

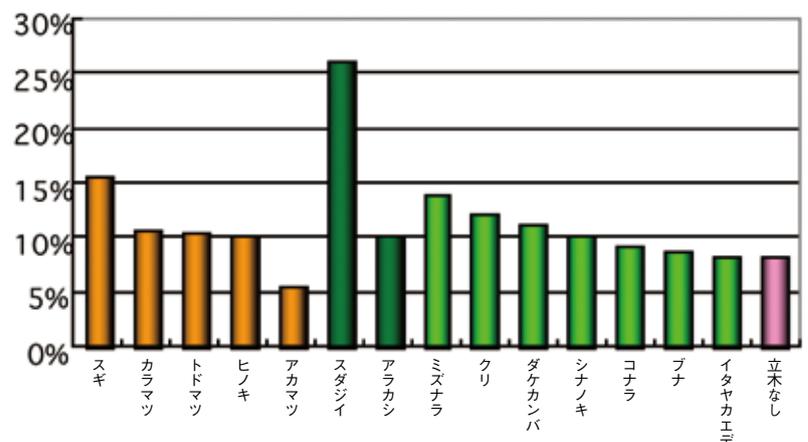
境を必要とする生物のほか、人為による攪乱(伐採等)や自然の攪乱(噴火、火災、洪水、風倒等)によって形成される二次的な環境下に適応して生息・生育する生物が存在しています。すなわち、単に希少種や原始的な自然環境を保護するだけではなく、森林資源の持続的な利用等を通じて、地域固有の立地条件に応じ、多様なタイプ、多様な林齢の森林がバランスよく配置されることが重要です。このため、森林計画制度の的確な運用を通じ、間伐の適切な実施はもとより、一定の規範に基づき森林生態系の生産力の範囲内で資源を循環的に利用することが、生物多様性の保全に寄与することにつながります。

また、生物の多様性は科学的に解明されていない要素が多く、これら不確実性を減らすための調査研究に取り組みとともに、当初の予測どおりとならない事態も起こり得ることを想定したうえで、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変えざる順応的管理の考え方が重要です。このため、流域を単位として、地域の実情に応じ、①生物多様性の評価軸となる森林植生の変化

等に関連する指標群を設定し、森林生態系のモニタリング等を活用しながら個々の指標ごとに現状を捉えることにより地域全体の森林の植生構造の変化等を把握し、②そのような科学的・客観的な分析を通じ、それぞれの流域において、生物多様性の保全を図る上で政策課題を関係者の合意により明らかにし、③それを森林計画に反映させていくという、森林計画策定プロセスのより一層の透明化を図っていくことが重要です。

第三章では、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた具体的施策について記述しており、森林の適切な整備・保全、里山林の持続的な利用による再生、緑の回廊の設定等による森林生態系のネットワークの形成、シカ等の野生動物による被害の防止、絶滅のおそれのある希少な種の生息・生育区域の保全、林木遺伝資源保存林等の生息域内保存、生物多様性に係る専門家の育成等を総合的に推進することが重要です。

林分優占種ごとに絶滅のおそれがある種(レッドリスト記載種)(維管束植物)が出現する割合



データ：森林資源モニタリング調査(1巡目結果)

今後、森林・林業関係者のみならず、市民、NPO、企業等の理解と参画を得つつ、来年の「国際生物多様性年」、その翌年の「国際森林年」を通じて、これら提言内容について具体的に取り組んでいく考えです。